

身体的拘束最小化に関する院長宣言

当院は、患者さんの尊厳と安全を守る医療を実践するため、「身体的拘束最小化」に病院全体で取り組むことをここに宣言いたします。

近年の診療報酬改定を契機として、医療機関には身体的拘束の適正化と最小化がこれまで以上に求められています。当院においても、この要請を単なる制度対応にとどめることなく、「身体的拘束は原則として行わない」という文化の醸成を目指し、日常診療の中で実践してまいります。

身体的拘束は、患者さんに身体的・精神的な負担を与える可能性のある重大な医療行為です。そのため、安易に選択されるべきものではなく、組織として慎重かつ適切に判断される必要があります。本取り組みについては、院長が責任を持って推進いたします。

また、身体的拘束の最小化は特定の職種のみで達成できるものではありません。医師、看護師、リハビリテーション職、薬剤師、介護職、事務職を含む全ての職員が、それぞれの専門性を活かしながら連携し、「拘束に頼らないケア」の実現に取り組んでまいります。

やむを得ず身体的拘束を検討する場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を厳格に満たしているかを慎重に判断し、適応の妥当性を十分に検討いたします。また、実施した場合であっても、常に早期解除を目指し、漫然と継続することのないよう徹底いたします。

今後は、身体的拘束適正化委員会を中心に、職員教育、事例検討、運用の見直しを継続的に行い、実効性のある体制整備を進めてまいります。

当院は、患者さん一人ひとりの尊厳を守る医療の実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

令和8年4月
院長 谷本浩二